

昨年(平成27年)9月公布の改正個人情報保護法では、適正な規律の下での個人情報等の有用性を確保する観点から、匿名加工情報等の利活用のための新たな規定の整備が行われている。
(公布後2年以内に施行予定)

同法において、個人情報保護委員会が新設され、現行の主務大臣の権限が基本的に一本化された。今後、個人情報保護委員会が分野横断的な共通ガイドラインを策定予定。

新しい放送分野のガイドラインについては、共通ガイドラインに放送分野に特に求められる規制を付加する形で一本化する必要がある。

【課題の所在】

- 現在の放送分野ガイドライン(注)は、視聴履歴の取得について、料金等の支払いを求める目的、又は統計の作成の目的のために必要な範囲を超えて取得しないように努めること(第6条)としており、個人情報の利活用に、一定の範囲で規律を定めている。
(注)放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)
- 改正個人情報保護法では「要配慮個人情報」の定義を明確化し、取得に当たって本人の事前の同意を求める等、その他の個人情報と異なる取扱いを規定。
- 「視聴履歴」は「要配慮個人情報」に該当しないが、蓄積することで趣味・嗜好を推知させるプライバシー性が高い情報であることや、視聴者の視聴行動への影響等も勘案した取扱いを検討することが必要ではないか。

視聴履歴の取扱いに関する主な論点

	放送分野ガイドライン(現行)に基づく取扱い	改正個人情報保護法に基づく取扱い(改正法に準拠)	論点
「視聴履歴」の定義	「視聴履歴」とは、放送受信者等の個人情報であって、放送番組の視聴の開始の日時及び終了の日時並びに当該放送番組を特定することができるものという。ただし、当該開始の日時の一ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る。(GL第2条第4号)	-	<ul style="list-style-type: none"> 現在のGLの規定では、放送番組の履歴を一定時間の帯で取得することを想定しているが、実態はピンポイントの瞬間的な履歴を取ることが可能。実態を踏まえた定義の見直しが必要ではないか。
取得目的の制限	料金等の支払い 統計の作成の目的に限定(努力義務)(GL第6条第2項)	利用目的の公表又は通知により、取得することができる(法第18条第1項)。	<ul style="list-style-type: none"> 法律上、利用目的の内容による制限はない。また、事前同意を条件とするのも要配慮個人情報(機微情報)に限定。 視聴履歴は要配慮個人情報ではないが、その蓄積により、趣味・嗜好の推知の確度が高まる情報が含まれる。 視聴者の視聴行動への影響等を勘案し、視聴履歴の取得方法について検討すべきではないか。
匿名加工情報	-	匿名加工情報は、特定の個人を識別できず、個人情報を復元することができないようにする(法第36条第1項)。	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工の基準について、放送事業の実情を踏まえた基準を検討すべきではないか。
第三者提供	× 第三者提供目的の取得自体禁止(努力義務)(GL第6条第2項)	あらかじめ本人同意 又は オプトアウト (法第23条、25条。ただしオプトアウト規制は強化)。 匿名加工情報は、所定の手続により第三者に提供可(本人同意不要)(法第36条)。	<ul style="list-style-type: none"> 法律上、オプトアウトによる第三者提供を認めていないのは要配慮個人情報のみであることを考慮しつつ、視聴履歴について、本人同意の取得を促す必要性はあるか。 法律上、匿名加工情報は、適切な手続に基づき第三者提供を含む利活用(本人の同意不要)が認められており、視聴履歴のみ異なる取扱いとする根拠があるか。
保存期間	保存期間を定め、満了した時はデータを消去するよう努める。(GL第19条)	利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努める。(法第19条)	<ul style="list-style-type: none"> 視聴履歴が趣味・嗜好を個別的に反映する情報であることに鑑み、視聴履歴の保存期間等について検討すべきではないか。
同意取得手続	特段の規定なし。	特段の規定なし。	<ul style="list-style-type: none"> 放送サービスが世帯単位で提供されることが多いという特性を踏まえた検討が必要ではないか。 同意取得に当たっては、契約時の明示的な説明のほか、視聴に関する基本契約と視聴履歴取得が前提となる付加サービスを分離することも必要ではないか。

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合、本人の同意に代えることができる手続